



(裏面)

洲本市パートナーシップ宣誓届出に関する確認事項

【必ずお二人で確認の上、チェック(☑)してください。】

|               |  |                          |
|---------------|--|--------------------------|
| 要綱第2条関係       | ① 双方又はいずれか一方が性的少数者（ジェンダーアイデンティティが戸籍法上の性別の取扱いと一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。）であり、互いを人生の伴侶として、相互に人権と個性を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者である。 | <input type="checkbox"/> |
| 要綱第3条関係       | ② 双方が民法第731条（婚姻適齢）のとおり、18歳（成年）に達している。  | <input type="checkbox"/> |
|               | ③ 双方が民法第732条（重婚の禁止）のとおり、配偶者のある者ではない。   | <input type="checkbox"/> |
|               | ④ 双方が民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）のとおり、近親者の関係ではない。   | <input type="checkbox"/> |
|               | ⑤ 双方が民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）のとおり、直系姻族の関係ではない。   | <input type="checkbox"/> |
|               | ⑥ 双方が民法第736条（養親子等の中の婚姻の禁止）のとおり、養親子等の関係ではない。  | <input type="checkbox"/> |
| 要綱第3条第2項第1号関係 | ⑦ 双方が市の区域内に住所を有し、又は届出人の一方が市の区域内に住所を有し、かつ、届出人のもう一方が当該届出の日から1か月以内に市の区域内への転入を予定している。  | <input type="checkbox"/> |
| 要綱第3条第2項第2号関係 | ⑧ 双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者と事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚の状態）にない。   | <input type="checkbox"/> |
| 要綱第3条第2項第3号関係 | ⑨ 双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にない。  | <input type="checkbox"/> |
| 要綱第3条第2項第4号関係 | ⑩  | <input type="checkbox"/> |